

付 2. 電気学会 CPD システム運用基準

第 1 条 目的

本基準は電気学会・電子情報通信学会・情報処理学会が共同で開発した「電気電子・情報系 CPD 会員システム」をベースとした電気学会の CPD 全体にわたるシステムの運用方法・基準について定める。

第 2 条 CPD 登録会員

- (1) CPD を行おうとする者は電気学会・電子情報通信学会・情報処理学会が共同で開発した電気電子・情報系 CPD 会員システムに登録を要し、CPD 登録会員と名付ける。電気学会会員の登録は無料であるが、一般技術者も有料で登録可能とする。
- (2) 登録手続方法はホームページに掲載する。
- (3) CPD 登録会員には「CPD 登録会員規約」を遵守することを求め、規約はホームページに掲載する。規約内容に変更の必要が生じた時は CPD 部会で審議・改定する。

第 3 条 CPD の範囲

電気学会では専門技術分野以外に一般教養分野も CPD 対象分野として考慮する。その内容はホームページに「教育分野と内容」として公開する。内容に変更の必要が生じた時は CPD 部会で審議・改定する。

第 4 条 CPD 対象プログラム

- (1) 電気学会及び日本工学会 CPD 協議会参加学協会の行事・イベントは原則として CPD 対象プログラムと認める。
- (2) 上記以外の一般の団体が提供する行事・イベントを CPD 対象プログラムと認定するかどうかは受講者から資料提供を受けて CPD 部会で審議・認定する。
- (3) 研修型 CPD 対象プログラムの場合は、その講習・研修によって参加者が得られる具体的な成果、技術レベル、受講前提条件が明示され、教育方法・教育時間・講師・場所・教育機材・受講料などが適切であることが望ましい。

第 5 条 CPD 実施記録の登録

CPD 登録会員が自己の CPD 実施記録を登録する場合は、「電気電子・情報系 CPD 会員システム」にアクセスし、自ら登録する。当面は実施記録を証明するものを保管しておくように要請する。将来、電気学会会員カードが IC 化され、自動的に参加者データが収集できるようになった時は、入力システムの開発を行う。

第 6 条 CPD 実施記録証明書の交付

- (1) CPD 登録会員より「電気電子・情報系 CPD 会員システム」を経由して CPD 実施記録証明書の発行要請があった時は、事務局は納金を確認後、実施記録内容をチェックの上、発行手続きを行う。実施記録内容に不審な項目があった場合は CPD 部会に審査を依頼し、CPD 部会で検討・決定する。
- (2) CPD 実施記録証明書発行手数料は CPD 部会で決定し、ホームページの「CPD 登録会員規約」に明示する。

第7条 CPD 活動項目

- (1) CPD 登録会員が行う具体的な CPD 活動項目は知識・実務・貢献の3領域に分けて分類され、ホームページの「CPD ポイント表」に付与ポイントと共に表示する。
- (2) CPD 活動項目は、電気学会・電子情報通信学会・情報処理学会から構成される「電気電子・情報系 CPD 協議会」で検討され、統一されている。活動項目に変更を要する時は、「電気電子・情報系 CPD 協議会」に提案し、検討・決定する。
- (3) 電気学会及び日本工学会 CPD 協議会参加学協会の行事・イベントであっても、技術者の自己研鑽とは認めにくい活動項目の場合は CPD 部会で審議し、ポイントを付与しないことがある。審議結果はホームページの「CPD ポイントに関する FAQ」に事例として掲載する。

第8条 CPD ポイント

- (1) 実施された CPD 活動項目に対応した CPD ポイントは CPD 部会で検討・決定し、ホームページの「CPD ポイント表」に公表する。
- (2) 「CPD ポイント表」の適用に関するガイドダンスはホームページに「CPD ポイントに関する FAQ」として纏めて掲載する。事務局に「CPD ポイント表」に関する質問があり、審議を必要とする場合は CPD 部会に依頼し、結論を質問者に回答すると共にホームページの「CPD ポイントに関する FAQ」を改定する。

第9条 CPD に関する問合せへの対応

CPD に関する問合せはホームページの「CPD に関する質問受け付け」で事務局が受ける。
質問内容を吟味する必要がある時は CPD 部会が審議する。

第10条 CPD 認定技術者制度

顕著な CPD 活動をしている技術者に資格を付与する CPD 認定技術者制度の運用は「電気学会 CPD 認定技術者制度規程（総務・規程 1-13）」に依る。

第11条 電気電子・情報系 CPD 会員システム

- (1) 電気学会の CPD システムの根幹をなす「電気電子・情報系 CPD 会員システム」は電気電子・情報系 CPD 協議会に参加する学会が共有する。
- (2) 「電気電子・情報系 CPD 会員システム」の開発費・維持管理費は参加学会が分担し、サーバを有する(株)東京コンピュータシステムに支払う。
- (3) 参加学会が増えた場合は既支払い済みの開発費を参加学会数で割り、新参加学会は従来との差額を先行負担学会に支払う。
- (4) 「電気電子・情報系 CPD 会員システム」のソフトに変更・新開発項目が発生した場合は、電気電子・情報系 CPD 協議会で検討審議する。

(付 則)

1. 平成 23 年 4 月 6 日、総務会議にて承認制定。